



日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿



令和3年7月21日

全国青年税理士連盟  
会長 森岡 崇  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8  
代々木第10下田ビル7F  
電話 03-3354-4162



## 税理士制度改革における要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、先般与党より公表された「令和3年度税制改正大綱」の検討項目において「税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める」との記載がありました。

近年若者の税理士離れが問題視されることが多くなり、次期税理士法改正においても受験資格について議論がなされています。そもそも税理士試験の受験資格が設けられている理由は、「税理士業務を行うためには、専門的な知識や応用能力のみならず、一定レベルの教育又は一定の実務経験を通じて備えられる税理士業務に関連する基礎的学識又は技能も必要とされている」とされています。しかし過度な要件は税理士試験受験資格を持たない者を税理士という職業から遠ざける結果となりえます。

それよりも受験資格を撤廃し、現在における受験資格を持たない若者や異業種から様々な経験を持った人材に門戸を開き、多角的な経験、視点により、現在の多種多様な要望を持つ納税者に対応することができる税理士を育てることの方が有益です。試験を受けるハードルを設けるよりも税理士登録をする際の基準を明確化・厳格化することが、納税者、税理士いずれにとっても有益であると考えます。

そこで、当連盟では「多様な人材の確保する」ため、税理士試験制度について次の要望をいたします。

### 受験資格要件については、撤廃とすること

なお、試験制度について、試験日から発表日までの期間を短縮すること及び採点基準を明確化することは、受験者にとって有益であるため希望します。

以上